償却資産（固定資産税）申告の手引き

1. 固定資産税における償却資産とは

1月1日現在に所有する土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

※確定申告時に提出する減価償却資産一覧は国税の計算のためのもので、償却資産の申告は町税の固定資産税の計算に必要なものです。それぞれの内容に応じて申告していただく必要があります。

2. 申告の対象となる資産



賦課期日である1月1日現在で、事業の用に供している資産です。
主な対象となる資産と具体例は下表のとおりです。

1	構築物	構築物	駐車場の舗装、ネットフェンス、門、塀、広告塔、等
		建物附属設備	建築設備のうちで償却資産として扱うもの（下記詳細） テナント（賃借人）が借家に付加した建築設備・内装
2	機械及び装置		製造・加工・印刷・旋盤機械等各種産業機械、動力配線設備、農業用器具、業務用設備、太陽光発電施設　等
3	船舶		一般船舶、モーターボート、ヨット、遊覧船、漁船、作業船　等
4	航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー　等
5	車両及び運搬具		大型特殊自動車のうち物の運搬を目的とするもの　等
6	工具、器具及び備品		机、椅子、ルームエアコン、冷蔵庫、自動販売機、パソコン、ロッカー理・美容機器、テレビ、医療機器、各種工具、その他

なお、次に掲げる資産も申告の対象となります。

（1）耐用年数を経過した償却済み資産

（2）帳簿外資産であるが1月1日現在事業の用に供することのできる資産

（3）遊休資産・未稼働資産であっても、いつでも事業の用に供することができる資産

（4）リース資産（取引形態により納税義務者が異なります）

（5）租税特別措置法に基づき損金算入した取得価格30万円未満の減価償却資産

●償却資産と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

【家屋と設備等の所有者が同じ場合】

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

【家屋と設備等の所有者が異なる場合】

賃借人（テナント）等が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。当該設備は、賃借人（テナント）等の方が償却資産として申告してください。

3. 申告の対象とならない資産

以下に掲げる資産は、申告の対象となりません。

（1）自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの

（2）生物（観賞用・興行用生物は除く）

（3）無形減価償却資産（例：商標権、営業権、ソフトウェア　等）

（4）耐用年数が1年未満又は10万円未満の償却資産で一時に損金又は必要経費に算入されるもの

（5）取得価格が20万円未満の償却資産で3年間一括償却するもの又は損金に算入されるもの

（6）平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、売買扱いとするファイナンスリース資産で取得価格が20万円未満のもの

●小型特殊自動車

小型特殊自動車に該当する車両に関しては、償却資産の申告対象となりません。小型特殊自動車を所有している方は、「ナンバープレート」の取得をお願いします。

特殊自動車の区分に関しては下表のとおりです。

区分	小型特殊自動車		
	農耕作業用	農耕作業用トレーラ（けん引式）	その他
長さ	制限なし	左記の農耕トラクタにけん引されるもの	4.7m以下のもの
幅	制限なし		1.7m以下のもの
高さ	制限なし		2.8m以下のもの
最高速度	時速35km未満のもの		時速15km以下のもの
例	農耕用トラクタ（農業用薬剤散布機、草刈脱穀機（コンバイン）、田植機、**農耕作業用トレーラ（右記詳細）**　等	マニュアスプレッダ（堆肥散布機）、スプレーヤ（薬剤散布機）、ロールベーラー、トレーラ等	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、フォークリフト　等
大型特殊自動車に該当するもの	最高速度が時速35km以上のものは、**償却資産の申告が必要です**	左記に該当する農耕トラクタにけん引されるものは、**償却資産の申告が必要です**	車両規格（長さ、幅、高さ、最高速度）の要件を1つでも超える場合は、**償却資産の申告が必要です**

農耕トラクタによりけん引されて使用されている「農耕作業用トレーラ」が、道路運送車両法施行緒規則によって、大型特殊自動車または小型特殊自動車のうちの「農耕作業用自動車」に指定されたことにより、これまで償却資産として固定資産税の対象であったものが、軽自動車税（種別割）の課税対象となりました。

該当する車両は軽自動車税（種別割）としての申告が必要となりますので、償却資産の申告と重複しないよう、ご注意ください。

なお、公道走行にあたっては、ガイドブックに示されている基準を満たす必要があります。詳しくは、農林水産省が出している「農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの公道走行ガイドブック」をご覧ください。

「ナンバープレート」の取得の際に必要なものは次の6つです。

①車台番号（契約書に記載されており、車体にも刻印されています）

②車体メーカー名

③排気量

④譲渡証明書又は販売証明書、購入した際の領収書

※見当たらない場合は菊陽町税務課までお問い合わせください。

⑤所有者・申出者の印鑑（認め可）

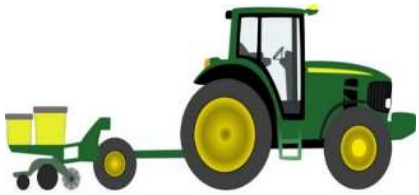

特殊自動車の課税上の取扱いについて

大型特殊自動車は償却資産の申告が必要ですが、条件に該当する農耕作業用自動車や特殊作業車等については小型特殊自動車に分類され、軽自動車税の申告（登録）をしていただく必要があります。

小型特殊自動車は、公道走行の有無にかかわらず、車両を所有することで軽自動車税が課税されるため、公道を走らないものでも申告いただき、標識（ナンバープレート）の交付を受ける必要があります。（現在使用していない車両でも、所有していれば課税されます。）

※ナンバープレートを取り付けることができない車両は、取り付け必須ではありませんので、大切に保管してください。

農耕車ですか？ ／ 農耕車以外の特殊自動車ですか？

農耕車である

農耕車
- □農耕トラクタ
- □農業用薬剤散布車（スピードスプレヤー）
- □刈取脱穀作業車（コンバイン）
- □乗用田植機
- □国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車
  （例：型式認定番号が「農＊＊＊」のもの）
  ※農耕作業用トレーラ含む

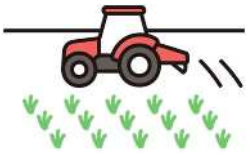

農耕車以外である

農耕車以外の特殊自動車（乗用）
- □ショベル・ローダ（ホイールローダ等）
- □タイヤ・ローラ
- □ロード・ローラ
- □グレーダ
- □ロード・スタビライザ
- □スクレーパ
- □アスファルト・フィニッシャ
- □タイヤ・ドーザ
- □モータ・スイーパ（動力清掃機）
- □ダンパ
- □ホイール・ハンマ
- □ホイール・ブレーカ
- □フォーク・リフト
- □フォーク・ローダ
- □ホイール・クレーン
- □ストラドル・キャリア
- □ターレット式構内運搬自動車
- □自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車
- □国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車
- □国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車

最高速度は時速 35 ㎞以上ですか？

はい → **固定資産税の対象です**
償却資産の申告をしてください。

いいえ → **軽自動車税の対象です**
ナンバープレートの交付を受けてください。

大きさは次の基準を超えていますか？
長さ 4.70m　幅 1.70m　高さ 2.80m

はい → **固定資産税の対象です**
償却資産の申告をしてください。

いいえ → 最高速度は時速 15 ㎞以上ですか？

はい → **固定資産税の対象です**
償却資産の申告をしてください。

いいえ → **軽自動車税の対象です**
ナンバープレートの交付を受けてください。

～ これまで固定資産税（償却資産）として申告されていた場合の手順 ～

1 償却資産の抹消申告　… 種類別明細書（減少資産用）を提出してください。

2 軽自動車税の登録申告　… 所有者・申出者の印鑑、販売証明書（販売日の記載があるもの）または譲渡証明書、車体メーカー名、排気量、車体番号がわかるものを窓口へご持参ください。

4. 評価額の求め方

申告された資産について、1件ずつ資産の取得価額を基にし、耐用年数に応ずる減価率を考慮し評価額を算出します。

算出に関しては【(ア)前年中に取得したもの】【(イ)前年前に取得したもの】の2種類に分けて計算を行います。

(ア)前年中に取得した資産 ： 評価額 ＝ 取得価額 × 減価残存率(前年中取得)

(イ)前年前に取得した資産 ： 評価額 ＝ 前年度評価額 × 減価残存率(前年前取得)

※ただし、(イ)の計算結果が取得価額の5%よりも小さい場合は、取得価額の5%が評価額となります

例1)令和8(2026年)年1月取得の旋盤(耐用年数10年)、取得価格1,500,000円の場合の令和9年度評価額
1,500,000(取得価額)×0.897(前年中取得残存率)＝1,345,500(評価額)

例2)令和7年5月取得のルームエアコン(耐用年数6年)、取得価額350,000円の場合の令和9年度評価額
【350,000(取得価額)×0.840(前年中取得残存率)】×0.681(前年前取得残存率)＝200,214(評価額)

※【 】カッコ内は前年度評価額

上述の方法で算出した 評価額が課税標準額となります(ただし課税標準の特例が適用される場合は、特例率を乗じた数字が課税標準額となります)。償却資産全資産の課税標準額の合計が180万円未満の場合は免税点未満となり、償却資産に関しては課税されません。

下記にて耐用年数に応じた減価残存率表を記載しておりますので御参照下さい。

●減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得
－	－	－	21年	0.948	0.896	41年	0.972	0.945
2年	0.658	0.316	22年	0.950	0.901	42年	0.973	0.947
3年	0.732	0.464	23年	0.952	0.905	43年	0.974	0.948
4年	0.781	0.562	24年	0.954	0.908	44年	0.974	0.949
5年	0.815	0.631	25年	0.956	0.912	45年	0.975	0.950
6年	0.840	0.681	26年	0.957	0.915	46年	0.975	0.951
7年	0.860	0.720	27年	0.959	0.918	47年	0.976	0.952
8年	0.875	0.750	28年	0.960	0.921	48年	0.976	0.953
9年	0.887	0.774	29年	0.962	0.924	49年	0.977	0.954
10年	0.897	0.794	30年	0.963	0.926	50年	0.977	0.955
11年	0.905	0.811	31年	0.964	0.928	51年	0.978	0.956
12年	0.912	0.825	32年	0.965	0.931	52年	0.978	0.957
13年	0.919	0.838	33年	0.966	0.933	53年	0.978	0.957
14年	0.924	0.848	34年	0.967	0.934	54年	0.979	0.958
15年	0.929	0.858	35年	0.968	0.936	55年	0.979	0.959
16年	0.933	0.866	36年	0.969	0.938	56年	0.980	0.960
17年	0.936	0.873	37年	0.970	0.940	57年	0.980	0.960
18年	0.940	0.880	38年	0.970	0.941	58年	0.980	0.961
19年	0.943	0.886	39年	0.971	0.943	59年	0.981	0.962
20年	0.945	0.891	40年	0.972	0.944	60年	0.981	0.962

5. 申告書の記入にあたって

◎申告の方法

①前年度申告された方

賦課年度の前年1月2日から当該年1月1日までに増加・減少した資産について、追加記入のうえ申告してください。（令和9年度申告の場合は、令和8年1月2日から令和9年1月1日までの期間で増減した資産）

※紙で提出される方で、減少資産がある場合、減少資産のみの明細も必ず添付してください。
もしくは、対象資産を2重線で消してください。

紙での申告以外に、**電子申告（eLTAX）**での方法があります。
ぜひご活用ください。申告方法の詳細は、右の二次元コードからご確認ください。

前年度申告された方のうち、資産の増減がない場合や資産なし、事業廃止等の場合は、LoGoフォームでの回答ができるようになりました。12月中旬にお送りする通知（「●●年度償却資産の申告について」）をご確認ください。

②今年度初めて申告される方

当該年1月1日現在で所有する全資産について、紙またはeLTAXにて申告してください。
（令和9年度申告の場合は、令和9年1月1日現在） ※LoGoフォームからの申請はできません。

◎提出書類

①償却資産申告書

【住所・氏名欄】 住所（所在地）・氏名（名称）・その他所定の事項を記載し、署名又は押印してください。
【取得価額欄】 当該年1月1日現在の全資産について、種類別に取得価格を集計してください。

②種類別明細書

資産の種類・名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数を必ず記載してください。
・増加分に関しては増加用明細書に記載してください。
・減少分に関しては減少用明細書に記載、またはお送りした全資産用の対象資産を二重線で消していただき、摘要欄にその旨を御記入ください。
・課税標準の特例を適用を受ける資産については、摘要欄にその旨明記してください。
※全資産種類別明細書は毎年申告されている方にはお送りしています。新規で申告される方は、お手数ですが全資産を明細書に御記入ください。
菊陽町ホームページに申告書・明細書の様式を掲載しています。

◎その他注意事項

●賦課年度の前年（令和9年度申告の場合は令和8年）12月末日までに、菊陽町内の全ての事業を廃止された場合は、【備考欄】の4.廃業等に〇をつけ、「事業廃止」と記載し提出してください。
また、合併等についても記載をお願いします。
●毎年申告されている方で、前年中に資産の増減がない場合でも必ず申告書・明細書を提出してください。その際、申告書の右下【備考欄】の2.資産増減無しに〇をつけてください。
●耐用年数が過ぎ減価償却が済んでいるものでも、資産自体を所有している限り取得価額の5%に対して課税されます。売却・廃棄等により資産自体を除却された場合は、減少分として申告してください。
●個人番号・法人番号については原則として記入をお願いします。



申告書提出先 及び 問い合わせ先	〒869－1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 菊陽町役場住民生活部税務課固定資産税係 電話（直通）：096-232-4911